6　土地等利用状況調査

(一)　内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査（以下「土地等利用状況調査」という。）を行うこととした。（第六条関係）

(二)　内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他の情報の提供を求めることができることとした。（第七条第一項関係）

(三)　内閣総理大臣は、(二)の規定により、(二)に規定する情報の提供を求めた結果、土地等利用状況調査のためなお必要があると認めるときは、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し、当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第八条関係）

7　注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができ、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第九条関係）

8　損失の補償

内閣総理大臣は、7の規定による勧告又は命令（以下「勧告等」という。）を受けた者が当該勧告等に係る措置をとったことによりその者が損失を受け、又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償することとした。（第一〇条関係）

9　土地等に関する権利の買入れ

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等について、その所有者から勧告等に係る措置によって当該土地等の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地等に関する権利を買い入れるべき旨の申出があった場合においては、特別の事情がない限り、これを買い入れることとした。（第一一条関係）

10　(一)　特別注視区域の指定

内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。以下同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。以下同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができることとした。（第一二条第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第一二条第一項関係）

(三)　内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならず、当該公示をしたときは、速やかに、その指定に係る注視区域その他の事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならないこととした。（第一二条第二項～第六項関係）

11　特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出

特別注視区域内にある土地等（その面積が二〇〇平方メートルを下回らない範囲内の一定規模未満の土地等を除く。）に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結する場合には、当事者は、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。（第一三条関係）

12　土地等利用状況審議会

内閣府に、土地等利用状況審議会を置くこととし、所掌事務、組織その他審議会について所要の規定を整備することとした。（第一四条～第二〇条関係）

13　他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求

内閣総理大臣は、注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、その防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができることとした。（第二一条第二項関係）

14　国による土地等の買取り等

国は、注視区域内にある土地等であって、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二三条関係）

15　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（農林水産省）

1　大臣官房及び局の再編並びに政策統括官の廃止

(一)　食料産業局及び生産局を廃止し、輸出・国際局、農産局及び畜産局を設置するとともに、政策統括官一人を廃止することとした。（第二条第一項及び第五条から第七条まで並びに旧第九条関係）

(二)　大臣官房国際部を廃止し、大臣官房新事業・食品産業部を設置するとともに、農産局に農産政策部を設置することとした。（第二条第二項及び第六条第二項関係）

2　特別な職の増員等

大臣官房審議官のうち一人について、関係のある他の職をもって充てられるものとされている規定を削るとともに、大臣官房参事官一人を増員することとした。（第一二条及び第一三条関係）

3　大臣官房の課の再編

(一)　大臣官房に環境バイオマス政策課を設置することとした。（第一四条第一項及び第二一条関係）

(二)　大臣官房新事業・食品産業部に新事業・食品産業政策課、食品流通課、食品製造課及び外食・食文化課を設置することとした。（第一四条第二項及び第二二条～第二五条関係）

4　輸出・国際局の課等の設置

輸出・国際局に総務課、輸出企画課、輸出支援課、国際地域課、国際経済課及び知的財産課並びに参事官一人を設置することとした。（第四〇条～第四七条関係）

5　農産局の課の設置

農産局に総務課、穀物課、園芸作物課及び地域作物課を設置するほか、同局農産政策部に企画課、貿易業務課、技術普及課及び農業環境対策課を設置することとした。（第四八条～第五六条関係）

6　畜産局の課の設置

畜産局に総務課、企画課、畜産振興課、飼料課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課及び競馬監督課を設置することとした。（第五七条～第六四条関係）

7　政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官の廃止

政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官二人を廃止することとした。（旧第八四条関係）

8　施行期日

この政令は、令和三年七月一日から施行することとした。